

別 紙

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視結果 に基づく所見表示

1 地域公共交通会議及び運営協議会の適切な運営

(1) 共通

【制度の概要】

自家用自動車は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条により、市町村、特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）等を行うときを除き、有償で運送の用に供してはならないとされており、自家用有償旅客運送を行おうとする者は、法第 79 条により、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないとされている。

また、自家用有償旅客運送とは、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 49 条第 1 項各号により、i）市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）、ii）特定非営利活動法人又は社会福祉法人等施行規則第 48 条各号に掲げる者（以下「NPO 法人等」という。）が過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民等であって旅客の名簿に記載されている者等の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。）、iii）NPO 法人等が乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、身体障害者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者及びその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客の名簿に記載されている者等の運送（以下「福祉有償運送」という。）とされている。

(2) 地域公共交通会議等の設置、同会議及び議事概要の公表・公開

【制度の概要】

地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、法、施行規則及び「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 161 号（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号）国土交通省自動車交通局長通達）の別紙「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「交通会議ガイドライン」という。）に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価（以下「料金」という。）に関する事項等を協議することとされている。

また、交通会議を設置した地方公共団体は、交通会議ガイドライン 2(4)により、設置した旨を公表するものとするとしている。

さらに、交通会議の開催については、交通会議ガイドライン 2(5)により、原則として公開とされており、開催日時及び場所、議題、協議の概要等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとしている。

【調査結果】

富山県内市町村における交通会議（交通会議と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条の規定に基づき設置される協議会を合同の会議として設置している場合を含む。以下同じ。）の設置状況及びこのうち今回調査対象とした 3 市町（氷見市、南砺市及び上市町）における交通会議の設置に係る公表並びに会議及び議事概要の公開の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 県内市町村の交通会議の設置状況

富山県内の 15 市町村のうち、14 市町において交通会議が設置されている。

イ 調査対象市町における交通会議の設置に係る公表並びに会議及び議事概要の公開の状況
交通会議が設置されている 14 市町のうち、調査した 3 市町(氷見市、南砺市及び上市町)についてはいずれも、次のとおり、平成 24 年度から 26 年度までの間において、交通会議の設置に係る公表並びに会議及び議事概要の公開について、交通会議ガイドラインにのっとり運営が行われておらず、住民が協議の過程、結果等を確認できない状況がみられた。

(ア) 3 市町のうち、1 市(氷見市)については、交通会議の設置に係る公表が行われていない。

(イ) 3 市町については、いずれも交通会議及び議事概要が公開されていない。

なお、このうち 2 市町(氷見市及び上市町)については、交通会議の設置要綱において、交通会議は公開するものと規定されている。

これらについて、調査した 3 市町の意見は次のとおりである。

(ア) 氷見市は、交通会議ガイドラインがあることについては承知しているものの、設置の公表及び会議や議事概要の公開が必要とまでの認識はなかったためとしており、同市は、今後、議事概要の公開を検討したいとしている。

(イ) 南砺市は、i) 交通会議ガイドラインがあることについては承知しているものの、会議の公開又は議事概要の作成・公開が必要とまでの認識がなかったため、ii) 南砺市総合公共交通計画検討委員会設置要綱の策定時から会議の公開は規定されておらず、改正時にも特段盛り込む必要性を認識していなかったためとしている。

(ウ) 上市町は、交通会議ガイドラインがあることについては承知しているものの、協議の過程よりも協議の結果としてのコミュニティバスの停留所、時刻表等の公開を優先しているためとしている。

これについて、富山運輸支局は、調査対象市町に事実関係を確認していないものの、交通会議ガイドラインにのっとり運営がされていない事実があるのであれば、交通会議に関する国土交通省の考え方が理解されるよう助言等をしたいとしている。

なお、富山運輸支局は、平成 27 年 12 月に開催された南砺市総合公共交通計画検討委員会(南砺市が設置する交通会議)において、交通会議ガイドラインにのっとり運営がされていない事実があるのであれば当該ガイドラインにのっとり運営を行うようにとの、助言を行ったとしている。

(3) 運営協議会の設置、同会議及び議事録の公表・公開

【制度の概要】

自家用有償運送に係る運営協議会は、法、施行規則及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 145 号(最終改正:平成 27 年 4 月 1 日付け国自旅第 370 号)国土交通省自動車交通局長通達)の別紙「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」(以下「運営協議会ガイドライン」という。)に基づき、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性、料金その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議することとされている。

また、運営協議会を設置した地方公共団体は、運営協議会ガイドライン 2(4)により、設置した旨を公表するものとされている。

さらに、運営協議会の開催については、運営協議会ガイドライン 2(5)により、原則として公開とするとされており、開催日時及び場所、議題、協議の概要等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとされている。

加えて、富山運輸支局は、北陸信越運輸局自動車交通部長から発出された「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」(平成23年7月6日付け北信交旅第257号北陸信越運輸局自動車交通部長通達。以下「平成23年通達」という。)により、運営協議会は原則公開となっているが、傍聴に出席できない場合を考慮し、開催日時及び開催場所、議題、議事を記載した議事録について、主宰市町村に対して作成、公表を働きかけることとされている。

【調査結果】

富山県内市町村における運営協議会の設置状況及びこのうち今回調査対象とした3市町(氷見市、南砺市及び上市町)のうち、運営協議会を設置している氷見市及び南砺市における運営協議会の設置に係る公表並びに会議の公開及び議事録の公表の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 県内市町村の運営協議会の設置状況

富山県内の15市町村のうち、6市において運営協議会が設置されている。

イ 調査対象市における運営協議会の設置に係る公表、同会議の公開及び議事録の公表状況
調査した2市(氷見市及び南砺市)のうち、1市(氷見市)については、平成24年度から26年度までの間において、運営協議会の設置に係る公表並びに同会議の公開及び議事録の公表について、次のとおり、運営協議会ガイドラインにのっとり運営が行われておらず、住民が協議の過程、結果等を確認できない状況がみられた。

(ア) 氷見市過疎地域有償運送運営協議会(以下「氷見市運営協議会」という。)の設置に係る公表が行われていない。

(イ) 氷見市運営協議会の会議及び議事録のいずれも公開・公表されておらず、氷見市過疎地域有償運送運営協議会設置要綱においても、運営協議会は公開するものと規定されていない。

これらについて、氷見市運営協議会を主宰する氷見市は、運営協議会ガイドラインがあることは承知しているものの、i)設置の公表が必要とまでの認識はなかったこと、ii)運営協議会の内容が、地区内に限定されたものであり、各地区・行政双方の事情をよく理解している自治会の委員が住民代表として参加していることから、会議又は議事録の公開・公表の必要性までは感じていなかったが、今後、議事録の公表を検討したいとしている。

これについて、富山運輸支局は、調査対象市に事実関係を確認していないものの、運営協議会ガイドラインにのっとり運営がされていない事実があるのであれば、運営協議会に関する国土交通省の考え方が理解されるよう助言等をしたいとしている。

(4) 運営協議会構成員の選任状況

【制度の概要】

自家用有償旅客運送に係る運営協議会は、施行規則第51条の8第1項により、運営協議会を主宰する市町村長等、住民又は旅客、運営協議会を主宰する市町村長等の管轄する区域内において現に福祉有償運送等を行っているNPO法人等などにより構成するものとされている。

また、運営協議会ガイドライン4(1)においても、運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とするとしている。

さらに、平成23年通達においては、運営協議会の主宰者である市町村事務局と連携を図りつつ、自家用有償旅客運送制度が適切、かつ、確実に実施されるよう努める旨が記載されている。

【調査結果】

今回調査対象とした3市町（氷見市、南砺市及び上市町）のうち、運営協議会を設置している氷見市及び南砺市の運営協議会については、いずれも、次のとおり、平成24年度から26年度までの間において、施行規則により構成員として選任することとされている現に区域内で公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等が、構成員として選任されていない状況がみられた。

ア 氷見市運営協議会においては、現に区域内で公共交通空白地有償運送を行っている団体が構成員として選任されていない。

イ 南砺市福祉有償運送等運営協議会（以下「南砺市運営協議会」という。）においては、現に区域内で福祉有償運送を行っている団体が構成員として選任されていない。

これらについて、調査した2市の意見は次のとおりである。

ア 氷見市運営協議会を主宰する氷見市は、平成27年度以降は、いずれの団体も、オブザーバーとして会議に参加しているが、同市は、今後の氷見市運営協議会では現に区域内で公共交通空白地有償運送を行っている団体を構成員に加えたいとしている。

イ 南砺市運営協議会を主宰する南砺市は、同協議会発足当初は、現に区域内で福祉有償運送を行っている団体が福祉有償運送を行っていなかったため問題はなかったものの、運営協議会ガイドラインの規定に係る認識が十分でなかったこともあり、運送を開始した後も構成員となっていないが、同協議会の構成員となっている他団体の会長が現に区域内で福祉有償運送を行っている団体の理事を務めていることから、現に区域内で福祉有償運送を行っている団体関係者が会議に参加している状況にはあるとしている。

なお、南砺市は、平成27年12月16日、南砺市福祉有償運送等運営協議会設置要綱（平成18年2月8日告示第3号）を改正し、「福祉有償運送実施団体の代表」が構成員として選任されることとなり、今後の同協議会には、構成員として加えたいとしている。

これらについて、富山運輸支局は、いずれの運営協議会についても、現に有償運送を行っている者の出席はあったものの構成員とはなっていないため、施行規則第51条の8第1項に定める者を運営協議会の構成員とするよう指導することとしたいとしている。

(5) 市町村の交通会議及び運営協議会の担当者に対するガイドラインの周知状況

【制度の概要】

国土交通省が交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインを改正した場合、北陸信越運輸局から富山運輸支局に「『地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について』の一部改正について」又は「『運営協議会に関する国土交通省としての考え方について』の一部改正について」が送付され、富山運輸支局は、これらの通知を地方公共団体等関係者に周知の上、遺漏のないよう取り扱うよう求められている。

【調査結果】

富山運輸支局は、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインが改正された場合には、市町村の交通会議又は運営協議会の担当者に対して文書を送付し周知を図るとともに、これらの担当者も出席する富山県主催の会議の席上などでガイドラインの内容についての情報提供を行っているほか、これらの担当者から照会があった際に具体的な説明を行っていること等で対応しているとしている。

一方、今回調査した3市町（氷見市、南砺市及び上市町）の交通会議又は運営協議会においては、上述のとおり、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインにのっとった運営が行わ

れていない状況がみられた。

これらについて、調査した3市町の交通会議又は運営協議会の現在の担当者は、着任した時期（最も古い者で平成24年度）以降において、いずれも富山運輸支局から交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインについて具体的な説明を受けたことがなく、認識不足の点もあったので、これらのガイドラインの内容を周知するための研修が行われることが望ましいとしている。

【所見】

したがって、富山運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 交通会議及び運営協議会の設置に係る公表並びにこれらの会議及び議事録が公開・公表されていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドライン並びに運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公表・公開するよう助言すること。
- ② 運営協議会の構成員が施行規則に基づき適切に選任されるよう、運営協議会を主宰する市に対して助言すること。
- ③ 市町の交通会議担当者、運営協議会担当者等に対し、交通会議、運営協議会の場等を利用するなどして、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインの内容の周知を図ること。

2 自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の徹底

(1) 運転者の健康状態の把握

【制度の概要】

事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項により、労働者（注）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならないとされており、当該健康診断における受診項目については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条第1項により、①既往歴及び業務歴の調査、②自覚症状及び他覚症状の有無の検査、③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査等と定められている。

また、自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の18第1項、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号国土交通省自動車局長通知）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号国土交通省自動車局長通知）及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号国土交通省自動車交通局長通知）により、乗務しようとする運転者に対して、疾病その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えることとされているほか、施行規則第51条の19第1項第7号により、運転者ごとに、運転者の健康状態を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならないとされているなど、自家用有償旅客運送者は、運転者の健康状態を把握した上で、運行管理を行うことが必要とされている。

（注）労働安全衛生法第2条により、「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と定義されている。

【調査結果】

今回、調査対象とした i) 市町村運営有償運送の運行を旅客自動車運送事業者に委託している2市町（南砺市及び上市町）、ii) 市町村運営有償運送の運行を市町から受託して運行している1旅客自動車運送事業者並びにiii) 自ら公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている2NPO法人等の5自家用有償旅客運送者等について、健康診断等その他の適切な方法による運転者の健康状態の把握状況及び運行開始前の運転者への健康状態の確認状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 南砺市（自家用有償旅客運送者）は、市営バスの運行を旅客自動車運送事業者（5事業者）に委託しており、各事業者が運転手に対する健康診断を実施するものとしているものの、当事務所が、平成24年度から26年度までの間に事故を起こした5事業者の8名の運転手について、健康診断の受診状況を確認したところ、1事業者の1名は、事業者が実施している健康診断を本人の意向により受診していない。

これについて、同市は、運行を委託している各事業者に、運行開始前に乗務する運転者の健康状態を確認させており、当該実施状況については、毎月各事業者から「安全な運転のための確認表」の提出を受けて確認しているとしている。

イ 福祉有償運送を行うNPO法人等（自家用有償旅客運送者）は、ボランティアとして選任している運転者は、個人で健康診断を受診している可能性はあるとしているものの、実際に受診しているか否かについては確認しておらず、当該結果についても把握していない。

これについて、当該NPO法人等は、運転者の健康状態について、運転者からの自己申告があれば運転者台帳に記載することとしているほか、各営業所の運行管理責任者又は担当職員が、運行開始前に乗務する運転者に対し、対面により健康状態を確認しているとしている。

ウ 公共交通空白地有償運送を行うNPO法人等（自家用有償旅客運送者）は、運転者（2名は自費で受診、ほか1名は当該NPO法人等が費用負担）が1年に1回健康診断を受診していることは把握しているとしているものの、当該結果については把握しておらず、運行開始前に乗務する運転者への点呼も実施していない。

これについて、当該NPO法人等は、運行する2路線が合流するバス停留所において、運転者が対面し、相互に運転に支障のない体調であるか否かを確認しており、運行開始前ではないものの、運転者の健康状態については確認を行っているとしている。

これらについて、富山運輸支局は、健康診断の受診については、労働安全衛生法に基づき、運転者を直接雇用している事業者が実施すべきものであること及び自家用有償旅客運送者にはボランティアの運転者もいることから、自家用有償旅客運送を実施していることを根拠に健康診断を実施すべきとまでは言えないものの、自家用有償旅客運送者が運転者の健康状態の把握及び安全確認を行うことは必要であるとしている。

(2) 自家用有償旅客運送自動車等における標章の表示及び車内への掲示

【制度の概要】

自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の23、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」により、使用する自家用有償旅客運送自動車の両側面に、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を見やすいように表示するとともに、登録証の写しを当該自動車に備え付けなければならないとされている。

また、市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の24及び「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」により、自家用有償旅客運送自動車内に当該自家用有償旅客運送者の名称、当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに料金に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならないとされており、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、施行規則第51条の19第3項、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」又は「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」により、自家用有償旅客運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限などを記載した運転者証を旅客に見やすいように表示、自家用有償旅客運送自動車内に掲示又は運転者に携行させなければならないとされている。

【調査結果】

今回、調査対象とした i) 市町村運営有償運送の運行を旅客自動車運送事業者に委託している2市町（南砺市及び上市町）、ii) 市町村運営有償運送の運行を市町から受託して運行している

1 旅客自動車運送事業者並びに iii) 自ら公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている
2 NPO法人等の 5 自家用有償旅客運送者等が保有する自家用自動車及び事業用自動車から、事業者ごとに 1 台を抽出して調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 南砺市保有の自家用自動車においては、自動車の両側面に、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号が記載された標章が表示されるとともに、登録証の写しも備え付けられているほか、車内に自家用有償旅客運送者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号及び料金が掲示されている。

イ 上市町保有の自家用自動車においては、登録証の写しは備え付けられているものの、自動車の両側面に標章の表示がされていないほか、車内には自家用有償旅客運送者の名称、運転者の氏名及び自動車登録番号の掲示はなく、料金のみが掲示される状況となっている。

これについて、上市町は、自家用有償旅客運送自動車の両側面への標章の表示及び料金以外の事項に係る車内の掲示が必要であるとの認識がなかったためであるとしている。

ウ 福祉有償運送を行う 1 NPO法人等保有の自家用自動車においては、自動車の両側面に、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号が記載されたマグネットの標章が貼り付けられて表示されるとともに、登録証の写しも備え付けられている。

また、自家用有償旅客運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限などについては、車内に掲示されていないものの、運転者が首から提げて携帯する運転者証に記載されており、旅客が確認可能なものとなっている。

エ 公共交通空白地有償運送を行う 1 NPO法人等保有の自家用自動車においては、自動車の右側面にのみ、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号が記載された標章が表示されるとともに、登録証の写しも備え付けられているものの、自家用有償旅客運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限などが記載された運転者証を作成しておらず、旅客への表示又は車内への掲示も行われていない。

これについて、当該 NPO法人等は、車両両側面への標章の表示並びに運転者証の作成及び旅客への表示又は車内への掲示が必要であるとの認識がなかったためであるとしている。

これらについて、富山運輸支局は、調査対象機関に事実確認をしていないものの、事実であれば、自家用有償旅客運送者に対し、法令に定める表示、掲示等を行うよう指導していきたいとしている。

(3) 輸送実績報告書の提出状況

【制度の概要】

旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号。以下「報告規則」という。）第 2 条及び第 2 条の 2 により、毎年 5 月 31 日までに前年度の概況（車両数、路線等）、輸送実績（走行キロ、輸送人員、運送収入等）及び事故件数（交通事故件数、重大事故件数、死者数、負傷者数）について記載された輸送実績報告書を運輸支局長等に提出することとされている。

【調査結果】

今回、当事務所が、富山県内の全 22 自家用有償旅客運送者による平成 26 年度分の輸送実績報告書の富山運輸支局への提出状況を調査した結果、次のとおり、22 件中 15 件（68.2%）において、法定期限を超過している状況がみられた。

ア 報告期限を遵守（7 自家用有償旅客運送者）

イ 報告期限を超過して提出（15 自家用有償旅客運送者）

これについて、富山運輸支局は、輸送実績報告書について、自家用有償旅客運送者の有効期間

の更新及び変更登録に係る判断を行う際の基礎的な資料となるため必要であるとしているほか、実績を踏まえた輸送の安全に係る適切な指導を行うためにも必要であるとしている。

また、富山運輸支局は、輸送実績報告書の提出について、有償旅客輸送の登録時に説明するとともに、輸送実績報告書の提出期限を厳守していない自家用有償旅客輸送者に対し、口頭で提出期限を守るよう指導を行っているものの、輸送実績報告書の提出期限内に、文書で提出を促したことはないとしており、今後は輸送実績報告書の提出期限の遵守について周知していきたいとしている。

(4) 輸送実績報告書における交通事故の報告状況

【制度の概要】

自家用有償旅客輸送者並びに同者から運行業務及び運行管理業務の委託を受けた旅客自動車輸送事業者は、施行規則第 51 条の 21 第 2 項及び旅客自動車輸送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 26 条の 2 により、自家用有償旅客輸送自動車及び事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時、発生場所、原因、再発防止策を記載した事故記録を作成・保存することとされている。

また、自家用有償旅客輸送者並びに同者から運行業務及び運行管理業務の委託を受けた旅客自動車輸送事業者は、報告規則第 2 条及び第 2 条の 2 により、毎年 5 月 31 日までに前年度の概況（車両数、路線等）、輸送実績（走行キロ、輸送人員、運送収入等）及び事故件数（交通事故件数、重大事故件数、死者数、負傷者数）について記載された輸送実績報告書を運輸支局長等に提出することとされている（再掲）。

なお、輸送実績報告書の備考欄には、報告するべき内容として、「交通事故とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項の交通事故をいう。」、「重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条の事故をいう。」と記載されており、このうち、交通事故については道路交通法で「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」と規定されており、重大事故については自動車事故報告規則第 2 条に具体的に定義されている。

【調査結果】

今回、調査対象とした i) 市町村運営有償輸送の運行を旅客自動車輸送事業者に委託している 2 市町（南砺市及び上市町）、ii) 市町村運営有償輸送の運行を市町から受託して運行している 1 旅客自動車輸送事業者並びに iii) 自ら公共交通空白地有償輸送及び福祉有償輸送を行っている 2 NPO 法人等の 5 自家用有償旅客輸送者等の事故記録、輸送実績報告書及び自動車事故報告書を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 市町村運営有償輸送を行う南砺市（自家用有償旅客輸送者）は、施行規則第 51 条の 21 第 2 項に基づき、平成 24 年度から 26 年度までの間において発生した 10 件の自損事故等に係る事故記録を作成・保存しているものの、輸送実績報告書に記載するべき交通事故には該当しないとして、輸送実績報告書による報告を実施していない。

イ 市町村運営有償輸送を行う上市町（自家用有償旅客輸送者）は、同町が保有するバスの運行中に発生した交通事故について、全て輸送実績報告書により報告している。

ウ 市町村運営有償輸送の運行を市町から受託して運行している事業者（旅客自動車輸送事業者）は、当該事業者が保有するバスの運行中に発生した事故のうち、当該事業者には事故の責任がない無責事故については、輸送実績報告書による報告を実施していない。

エ 公共交通空白地有償輸送を行う 1 NPO 法人等（自家用有償旅客輸送者）は、平成 27 年度に追突事故の被害者となったにもかかわらず、運転者から当該事故の報告がなかったため、事故記録を作成していない。

また、当該 NPO 法人等は、車体の下部に備え付けられた可動式のステップが縁石等に接触するなどの軽微な事故については、これまでに数件発生しているものの、事故として認識していないため、事故記録を作成しておらず、輸送実績報告書による報告も実施していない。

なお、これらの事故を報告していない3団体は、輸送実績報告書の備考欄に交通事故の定義が記載されているものの明確ではなく、これまでに、富山運輸支局からも具体的な説明を受けたことがなく、未報告の交通事故が報告すべき交通事故に該当するとの認識がなかったためであるとしているほか、市町村運営有償運送の運行を市町から受託して運行している事業者においては、今後は責任の有無にかかわらず、交通事故として富山運輸支局に報告するとしている。

これについて、富山運輸支局は、自家用有償旅客運送の登録時に、輸送実績報告書の記載方法及びその提出の必要性を説明しており、責任の有無を問わず、人身事故及び物損事故の合計件数が輸送実績報告書の交通事故件数として計上されているとしているものの、輸送実績報告書において報告対象となる交通事故については、輸送実績報告書の備考欄に記載のとおりであると説明しているのみであり、具体的な事例を交えた説明は行っていないとしている。

なお、富山運輸支局は、重大性のある交通事故については、報道機関の情報に加えて、警察の協力により情報収集を図っているとしている。

【所見】

したがって、富山運輸支局は、自家用有償旅客運送者等に対し、輸送の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 運転者の健康状態の確認や運転者に対する安全な運転のための確認を適切に行っていない自家用有償旅客運送者等に対し、当該確認を実施するよう指導すること。
- ② 自家用有償旅客運送者等に対し、自家用有償旅客運送自動車における標章の表示及び車内の掲示に係る法令等の規定の周知徹底を図るとともに、車両の標章の表示、運転者証や料金の車内掲示、車内における登録証の備付け等を適切に行っていない自家用有償旅客運送者等に対し、当該掲示等に係る法令等の規定を遵守するよう指導すること。
- ③ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない自家用有償旅客運送者等に対し、当該報告書の提出期限を遵守するよう指導すること。
- ④ 自家用有償旅客運送者等に対し、輸送実績報告書で報告することとされている交通事故の定義等について、関係法令を文書で示すとともに、事故記録の作成及び報告対象となる交通事故の当該報告書への記載を確実にを行うよう指導すること。